

関係農業者 各位

仙北市地域農業再生協議会事務局

令和7年8月20日の大雨被害農地に係る 経営所得安定対策等交付金の取扱いについて（通知）

この度の大雨により被災された皆様へ心よりお見舞い申し上げます。

経営所得安定対策等交付金について、減収及び収穫皆無となった場合でも、自然災害による被災が原因と認められる場合、各種交付金の交付対象とみなすことができる制度があります。この度の大雨災害により、減収及び収穫皆無となることが見込まれる農地がある方で、本制度の適用を希望される場合は、下記必要書類を提出くださるようお願いいたします。ご不明点やお困りのことがありましたら、遠慮なく担当へご連絡ください。

記

1. 提出書類

①自然災害等により収穫が困難となった農地に関する申請書

②（別紙）収穫が困難な農地

※対象農地が明確に分かるものであれば、別紙様式でなくてもかまいません。

③作業日誌

※自然災害の発生以前においては適切な生産が行われていたことを確認できる記録であれば、別紙様式でなくてもかまいません。

④種子や肥料の購入伝票の写し、写真等、作業したことを客観的に確認できる資料

2. 提出先

仙北市地域農業再生協議会事務局（仙北市役所角館庁舎2階 農業振興課内）

※お近くの窓口（各出張所等）へ提出される際は、農業振興課に提出する書類である旨、お伝え下さい。

担当：仙北市地域農業再生協議会事務局
（仙北市役所農業振興課内）高橋・大石
TEL 0187-43-2206 FAX 0187-54-4777